

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（登録の申請又は届出に係る使用人）</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に關し当該投資判断を行う者にあつては、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）とする。</p> <p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項</p> <p>「イ〇ニ 略」</p> <p>ホ 第六条第二項に規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を</p>	<p>（登録の申請又は届出に係る使用人）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者とする。</p> <p>（業務の内容及び方法）</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 「同上」</p> <p>「イ〇ニ 同上」</p> <p>「ホの細分を加える。」</p>

管理するための体制

〔九〇十二 略〕

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名

イ 「略」

ロ 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用(その指図を含む。以下同じ。)を行う部門を統括する者及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者(投資助言業務に關し当該投資判断を行う者にあつては、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。)

〔二〇十三 略〕

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〇七 略〕

八 投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項

Ⅱ 第八条第八号イからニまでに掲げる事項

〔九〇十二 同上〕

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用(その指図を含む。以下同じ。)を行う部門を統括する者及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者

〔二〇十三 同上〕

(業務の内容及び方法)

第四十五条 「同上」

〔一〇七 同上〕

八 投資助言・代理業を行う場合には、第八条第八号イからニまでに掲げる事項

「号の細分を加える。」

□ 前条第一号ロに規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

〔九〇十六 略〕

(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資顧問契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資顧問契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務の用に供する目的で金融商品の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者(以下この号及び第百六条第一項第六号において「分析者等」という。)の氏名(顧客からの分析者等に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合において、投資顧問契約において分析者等を特定しないときにあつては、当該分析又は当該分析に基づく投資判断を行う部署の名称。同号において同じ。)

三 〔略〕

四 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名(顧客からの当該業務を行う者に関する照会に対して速やかに回

〔号の細分を加える。〕

〔九〇十六 同上〕

(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)

第九十五条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務の用に供する目的で金融商品の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者(第百六条第一項第六号において「分析者等」という。)の氏名

三 〔同上〕

四 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務を行う者の氏名

答できる体制が整備されている場合において、投資顧問契約において当該業務を行う者を特定しないときにあつては、当該業務を行う部署の名称。第百六条第一項第七号において同じ。）

〔五〇九 略〕

〔二〇三 略〕

（投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十六条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為（投資一任契約に係るものに限る。第六号において同じ。）を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

〔一〇二 略〕

三 投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名（顧客からの当該投資判断又は投資を行う者に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合において、投資一任契約において当該投資判断又は投資を行う者を特定しないときにあつては、当該投資判断又は投資を行う部署の名称。第百七条第一項第七号において同じ。）

〔四〇六 略〕

〔二〇四 略〕

〔五〇九 同上〕

〔二〇三 同上〕

（投資一任契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十六条 〔同上〕

〔一〇二 同上〕

三 投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名

〔四〇六 同上〕

〔二〇四 同上〕

(投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外)

第百二十七条の二 令第十六条の十一第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。次号において同じ。)が貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業として次に掲げる行為を行う場合
イ 顧客への金銭の貸付け(顧客から保護預りをしている有価証券(第六十五条第一号イからチまでに掲げる有価証券で当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。)を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。ロ及び次号において同じ。)

ロ 他の金融機関(銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫、保険会社及び証券金融会社に限る。)による顧客への金銭の貸付けの媒介

二 金融商品取引業者が金融機関代理業として顧客への金銭の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う場合

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

「条を加える。」

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

<p>第百五十三条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項第七号の「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等である次に掲げる者</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者</p> <p>六 「略」</p> <p>(投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面)</p> <p>第百六十八条の二 第百五十七条第一項第十六号の投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面は、音声を記録することができる記録媒体であつて当該助言の内容を容易に検索することができるように体系的に構成する方式により記録したものをもつてこれに代えることができる。</p>	<p>第百五十三条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 「同上」</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者</p> <p>六 「同上」</p> <p>〔条を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	